

事件にかかわる特許が従属の特許に属するか
又は重複特許の授権に属するかを
直接裁定することができるかどうかの
問題について最高人民法院の回答

2004年12月6日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

事件にかかわる特許が従属の特許に属するか又は重複特許の授權に属するかを直接裁定
することができるかどうかの問題について最高人民法院の回答

(2004年12月6日 [2004]民三他字第9号)

雲南省高級人民法院

貴院雲南法報〔2004〕91号の《人民法院が単独請求権のない第三者の特許を従属の特許とするかどうかを直接裁定できるかどうかの問題についての伺い書》を受領しました。討議を経て、事件にかかわる具体的な状況に基づき、以下のように回答します。

人民法院が特許権侵害の紛争事件を審理する際、判決において当事者が有する又は実施するある特許が従属の特許に属するかどうかを直接認定する必要はなく、また重複特許の授權に属するかどうかを認定すべきでもない。但し、特許法に定める先願の原則に基づき、先願特許を法に照らし保護しなければならない。

告訴された権利侵害物が特許を有するかどうかにかかわらず、原告の特許が先願であれば、即ち告訴された権利侵害物の技術的特徴が原告の特許権の保護範囲を完全に覆うかどうかに基づかなければならず、被告が特許権の侵害を構成しているかどうか判定しなければならない。

技術比較の判定を行なう際は、先願の原告の特許の権利要求に記載の全ての必要な技術的特徴と告訴された権利侵害物の相応の技術的特徴とを比較しなければならない。

告訴された権利侵害物が権利要求に記載の全ての技術的な特徴を含んでいる、或いは告訴された権利侵害物の個別の又はいくつかの技術的な特徴が権利要求に記載の相応の技術的な特徴と異なるものの、同等の原則に基づき権利要求に記載の技術的特徴は同一の技術的特徴に属するとし、人民法院は告訴された権利侵害物は特許権保護の範囲に帰属し、被告は特許権侵害を構成したと認定しなければならない。

以上。